

仙台白百合女子大学

危機管理規程

(目的)

- 第 1 条 この規程は仙台白百合女子大学（以下、「本学」という。）における危機管理及び災害対策等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、本学における様々な危機に迅速かつ的確に対処するための体制を確立し、教職員及び学生等の安全確保を図るとともに、本学の社会的な責任を果たすことを目的とする。
- 2 本学の危機管理及び災害対策については、他の法令並びに本学の規程等に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

- 第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
- (1) 「教職員及び学生等」とは、本学の専任教職員及び学生並びに本学において業務を行うことが認められている者をいう。
 - (2) 「危機」とは、災害及び火災のほか、テロ、重篤な感染症などの重大な事件で教職員及び学生等の生命もしくは身体又は本学の財産、名誉もしくは組織の存続に重大な被害が生じ、または生ずるおそれがある緊急な事象及び状態をいう。
 - (3) 「危機管理」とは、危機が生じた際にどのような対応をすべきか、組織を指導し、管理する調整された活動をいう。
 - (4) 「災害対策」とは、災害発生の予防及び被害軽減のために平常時から行う措置並びに災害発生時において被害を最小限に抑制するための緊急の対応をいう。

(学長等の責務)

- 第 3 条 学長は、本学における危機管理及び災害対策を統括する責任者であり、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 教職員は、その職務の遂行にあたり、危機管理に努めなければならない。

(学長等の代理者)

- 第 4 条 学長が不在の場合並びに学長に事故あるときは、別表に定める代理者がその職務を代行する。

(平常時における危機管理)

- 第 5 条 学長は、平常時から危機管理を総合的且つ計画的に行うために、全学的な危機管理を統括するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

(危機管理委員会)

第 6 条 学長は、本学における危機管理の実施に関し必要な事項を検討するため、危機管理委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は次に掲げる者とする。
 - (1) 学長
 - (2) 学部長
 - (3) 学生部長
 - (4) 教務部長
 - (5) 大学広報室長
 - (6) 情報システム管理室長
 - (7) 事務局長
 - (8) 庶務課長
 - (9) 管理課長
 - (10) その他必要に応じて学長に指名されたもの
- 3 委員長は学長がこれを務める。副委員長は学長が指名し、委員長を補佐する。また、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 委員会の運営等に関し、次の各号に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) リスク情報の収集とその洗い出し
 - (2) 想定されるリスクの洗い出し、評価と優先付け
 - (3) 順位付けされたリスクへの対応策の検討
 - (4) 危機管理マニュアルの作成、見直し、学内浸透
 - (5) 教職員、学生への教育、訓練の実施
 - (6) 緊急時の災害対策本部の組織体制、活動内容、意志決定方法づくり
 - (7) 緊急時の情報伝達システムの整備
 - (8) 災害対策本部を設置する場合の場所の確保、備品、通信機器の準備
 - (9) その他危機対策にかかる必要な事項

(危機に関する通報)

第 7 条 教職員及び学生等は、緊急に対処すべき危機が発生し、又は発生するおそれがあることを発見した場合は、事務局長に通報しなければならない。

- 2 前項の通報を受けた事務局長は、速やかに当該危機の状況を確認し、必要な措置を講じなければならない。

(災害対策本部の設置)

第 8 条 学長は、危機が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害対策を講じる必要があると判断する場合は、速やかに災害対策本部を設置するものとする。

- 2 前項の対策本部は、原則として庶務課に設置するものとし、庶務課に置くことができない場合は、状況に応じて管理課又は他に設置するものとする。
- 3 対策本部の構成は、次のとおりとする。
 - (1) 本部長は、学長をもって充て、対策本部の業務を総括する。
 - (2) 学部長

- (3) 学生部長
 - (4) 教務部長
 - (5) 大学広報室長
 - (6) 情報システム管理室長
 - (7) 事務局長
 - (8) 庶務課長
 - (9) 管理課長
 - (10) その他必要に応じて学長に指名されたもの
- 4 対策本部の事務は庶務課が主管する。
 - 5 対策本部の組織及び緊急連絡体制等の必要な事項は、学長があらかじめ定め、教職員に周知しておくものとする。
 - 6 対策本部は、本部長が危機の終息の宣言をおこなったときに解散するものとする。

(災害対策本部の権限)

- 第 9 条 対策本部は本部長の指示の下に、迅速に危機に対処しなければならない。
- 2 教職員は、対策本部の指示に従わなければならない。
 - 3 対策本部は、その事案処理にあたり、教授会等の審議を含め本学の学内規程等により必要とされる手続を省略することができる。
 - 4 前項の場合において、対策本部は事案の対処の終了後に教授会等に報告するものとする。

(災害対策本部の業務)

- 第 10 条 対策本部の業務は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 災害の情報収集及び情報分析
 - (2) 災害において必要な対策の決定及び実施
 - (3) 教職員及び学生等への災害に関する情報提供
 - (4) 災害に係る関係機関との連絡調整
 - (5) 災害に関する報道機関への情報提供
 - (6) その他災害への対応に関して必要な事項

(雑 則)

- 第 11 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は学長が別にさだめる。

(規程の改廃)

- 第 12 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て行う。

附 則

2008 年 11 月 19 日 施行

別表 (第4条関係)

学長に事故あるときの代理者

順位 代理者となる者

- 1 学部長
- 2 事務局長
- 3 学生部長